

令和3年第4回若狭町議会定例会会議録（第1号）

令和3年6月15日若狭町議会第4回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
7番	大南栄三君	8番	熊谷勘信君
9番	島津秀樹君	10番	辻岡正和君
11番	坂本豊君	12番	今井富雄君
13番	北原武道君	14番	松本孝雄君

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深水滋 書記 河原典史

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	政策推進課長	竹内正
観光未来創造課長	泉原功	税務住民課長	松宮登志次
環境安全課長	木下忠幸	福祉課長	佐野明子
保健医療課長	山口勉	建設水道課長	飛永浩志
農林水産課長	岸本晃浩	パレア文化課長	中村和幸
歴史文化課長	藤本斉	教育委員会事務局長	宮田雅秋

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 発委第 1号 若狭町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 4 発議第 4号 地方鉄道の維持・活性化について国の関与を求める意見書について
- 日程第 5 報告第 2号 令和2年度若狭町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の

報告について

- 日程第 6 報告第 3号 令和2年度若狭町簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 4号 令和2年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 5号 令和2年度若狭町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第 6号 令和2年度若狭町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第10 報告第 7号 株式会社エコファームみかたの経営状況の報告について
- 日程第11 同意第 6号 若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第46号 原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第47号 若狭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第48号 若狭町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第49号 若狭町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第16 議案第50号 若狭町地域福祉センター条例の一部改正について
- 日程第17 議案第51号 若狭町介護保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第52号 若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第53号 若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第54号 若狭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第55号 若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第56号 若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第 2 3 議案第 5 7 号 令和 3 年度若狭町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 5 8 号 令和 3 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 5 議案第 5 9 号 令和 3 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 請願第 1 号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める請願書
- 日程第 2 7 請願第 2 号 日本政府に「核兵器禁止条約」への署名と批准を求める意見書の提出に関する請願
- 日程第 2 8 若狭町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

(午前 9時23分 開会)

○議長（今井富雄君）

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日、招集されました令和3年第4回若狭町議会定例会の開会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御参集いただきましたことを心より御礼を申し上げます。

さて、本県の今年の梅雨入りは平年よりも遅れておりますが、そろそろ梅雨空になりそうな天候でございます。

これから先の雨の降り方が非常に気になるところでございますが、先般、若狭町水防訓練が地元地域づくり協議会の皆様の御参加、御協力を得まして、明倫小学校で開催され、水防工法や後方支援について再確認が行われました。皆様方には、さらなる防災意識の高揚に努めていただくことを切に望むものでございます。

御存じのとおり、第5期目を迎えました若狭町議会では、議会改革特別委員会を設置いたしました。委員の方には、新たな分野を切り開いていただくわけですが、一丸となって進めていただきますようお願いをいたします。

この設置は、若狭町議会が住民の代表機関として適切な役割を果たすため、さらなる議会活動の充実、そして、資質の向上を目的として、町民から信頼される議会を目指し、改善を図ろうとするものでございます。

具体的な取組はこれからであります。息の長い活動が必要であるというふうに考えておりますので、理事者各位の御理解、また、内容によっては、理事者各位の御協力を願うことにもなろうかと思っておりますが、どうかよろしくをお願いいたします。

本定例会に提出されます案件につきましては、令和2年度各会計繰越明許費の報告をはじめ、教育委員会委員の同意、条例の一部改正、令和3年度補正予算が主なものであります。議員各位には、慎重な御審議をお願いするものであります。

なお、温暖化対策の一環でありますクールビズにつきましては、9月末まで取り組みますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議員各位には、健康に十分御留意され、本定例会の円滑な運営に御協力賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和3年第4回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

皆様、おはようございます。

6月に入り、町の特産「福井梅」の主力品種である「紅映」の出荷も始まっております。昨日、福井梅の皇室献上として、秋篠宮家、三笠宮家、常陸宮家への献上を行わせていただきました。

今年は全国的に豊作とのことで、若狭町でも昨年並みの1,000トンを見込んでおり、引き続き福井梅のPRに努めてまいりたいと考えております。

さて、本日、令和3年第4回若狭町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員全員の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たりまして、議案の説明に先立ち、町政運営に対する所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今もなお、猛威を振るい続ける新型コロナウイルス感染症は、人々の行動や日々の暮らしに大きな影響を与え、地域経済にも影を落とし、町内事業者の皆様、特に宿泊・飲食業に携わる方々の御苦勞は計り知れないものであると思います。

国内においても、10の都道府県において、緊急事態宣言が延長され、県内でも感染拡大注意報が継続されているところです。

こうした中、待ち望んでいたワクチンが開発され、若狭町でも先月から65歳以上の高齢者の接種が開始されており、ようやく一筋の光が見えてまいりました。ワクチン接種につきましては、町民の皆様方の御理解と御協力に感謝申し上げます。

また、コロナ禍の中、在宅勤務やリモートワークなどが普及し、デジタル技術が急速に日々の生活に浸透しております。今後、マイナンバーカードなどもデジタル社会の中で、保険証や運転免許証機能が付加され、さらには、スマートフォンによる各種行政手続が可能になるなど、ウィズコロナ時代において、人と人がつながっていくための手段として、デジタル技術の活用が必須であり、国においても、デジタル庁の創設など、本格的な改革が進められているところです。

若狭町においても、デジタルトランスフォーメーションや5Gなどの技術を利用することによる一層の業務効率化や快適に暮らせるまちの実現を目指し、「DX・デジタルトランスフォーメーション推進室」を設置いたしました。

新型コロナウイルス感染症により、大都市の危険性を露呈させた反面、リモートワークの進展や地方移住への関心の高まりなど、若狭町にとって追い風にしなければなりません。

今こそ思いを一つにして、まちづくりを推進することが必要であり、それは、地域間の協働や世代間の協働、そして、何より官民の協働であると思います。

また、2030年の世界の形を描いたSDGs・持続可能な開発目標の理念は、「誰一人取り残さない」です。まさに地方創生の目指す社会につながるものであり、私のまちづくりの基本姿勢である「モノ」から「ひと」への理念の根幹であります。

SDGsの理念により、分かりやすい町民共通の目標を設定し、みんなで取り組み、安心・安全で誰もが笑顔で暮らし、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するために「SDGs推進室」を設置いたしました。

私は、町民の幸せを実現するためのスローガンとして、「町民と協働」を掲げ、子供や高齢者に優しく、町民の命と生活を守ることを最優先にしながら、先人たちが培ってきた、すばらしい自然と伝統を守り、誰もが若狭町を誇りに思える町政を実施していきたいと考えております。

そして、現在、推進しております第二次若狭町総合計画における3つの基本戦略であります、「活力を育む交流を拡大する」「次世代の活動環境を創造する」「地域の力を高める」に組み、「新しい感動と笑顔がひろがるまち」の実現に向けて邁進していきたいと考えております。

地方自治を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、新型コロナウイルスをはじめ、人口減少、少子高齢化、地域経済の低迷など、困難な現実を直視しながら、本町の多くの課題を一つずつ解決に導くことが私の使命であると考えています。

そのために、国や県との協調体制をさらに強固なものとし、地域資源を公民連携により有効に活用しながら、国・県の施策に合わせ、町独自の施策等も模索しながらも、スピード感をもって取り組み、地域経済の循環へとつなげていきたいと考えております。

さて、本日開会いたしました6月議会におきまして、令和3年度一般会計補正予算をはじめ、特別会計補正予算、条例関係などの議案を提案させていただいております。

なお、町の令和3年度一般会計6月補正予算は、選挙後の肉づけ予算として、16億7,944万2,000円を追加し、予算総額109億3,373万3,000円で、前年度と比較して12.77%の減額となっております。

それでは、施策事業の概要につきまして、順次御説明申し上げます。

まず、若狭町が抱える大きな課題、人口減少対策でございます。

人口減少は全国的に進んでおり、当町も残念ながら減少の一途をたどっております。このような状況の中、少しでも減少スピードを抑えながら、住んでいる人が幸せを実感できるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

特に今、住んでいる子供たちが、このすばらしい若狭町をずっと好きでいてくれる、そして、ずっと住みたいと思ってくれることが大切だと考えております。

そこで、中学校や高校での「まちづくり授業」を通じ、子供たちと未来のまちづくりを考える中で、郷土愛を養い、将来的な定住につなげていきたいと考えております。

人口減少のプロセスでは、進学等で町外へ転出した若者がそのまま都市部等で就職し、生活するケースが多くございます。一方で、コロナ禍における働き方の変化などにより、U I ターン希望者が増加傾向にあります。

このような状況を背景に、若狭町で育った子供たちが、進学等でさらに磨きをかけ、若狭町に帰ってきて活躍していただけるよう、働く場所の確保とともに、「わかさで輝く奨学金返還支援制度」を創設し、若者のUターン就職、定住を促進してまいります。

若者が定住する上では、新しい考えを受け入れ、時代に即した環境づくりが必要です。若者の起業や副業等を応援し、ビジネスチャンスを広げ、地域の賑わいを創出する中で、若者が活躍できる風土を高めることにより、定住の好循環を生み出してまいりたいと考えております。

人口減少は進んでまいりますが、若狭町で活動する人の「活動人口」は増加していると感じております。その要因は、これまで培ってきた「地域づくり」にあると思っております。今日の若狭町を支えるベースであり、最大の強みであると思っております。今後もそれぞれの地域づくり活動を応援することで町の発展につなげていきたいと考えております。

特に近年は未曾有の災害が発生しており、地域においても安全・安心が強く求められています。そこで、これまでの原材料支給事業を防災減災対策に重点化するとともに、複数集落での共同実施など、地域間の協働により、行政の手が届かないところまで行き届く安全・安心の地域づくりを進めてまいります。

また、財政事情が厳しさを増す中、これまでの行政スタイルを見直す必要があります。これまで行ってきました行政サービスやまちづくり事業への民間参入を促進し、行政と民間の協働による、効率的で効果的な行政運営、持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

その第1弾として、若狭ウエディングドレスミュージアムの整備や熊川エリア開発会社の設立など、民間によるまちづくり活動を支援するとともに、「若狭町公民連携推進協議会」を母体として、新しい公民連携の仕組みについて研究し、若狭町ならではのまちづくりの在り方を構築してまいります。

人口減少が進む中においても、暮らしの基盤の維持・再生を図りながら、将来にわた

って成長力を確保することが必要です。そのために、これまでの伝統を大切にしながら、SDGsの理念を基本に置いたまちづくりを推進することで、政策全体の方向性を共にし、町民が住む幸せと誇りを感じ、さらなる成長が期待できる、新しい時代を切り拓いてまいりたいと考えております。

観光振興につきましては、2024年春の北陸新幹線敦賀開業を控え、若狭町の持つ魅力を最大限に発信し、誘客につなげていくために、県や嶺南各市町、そして、観光事業者等との連携を密にしながら、さらなる交流人口の拡大を図ってまいります。

若狭町には、ラムサール条約登録湿地の三方五湖を代表とする自然景観や日本遺産認定の鯖街道熊川宿などの歴史文化遺産、また、海や湖、里山の豊かな食の恵みが豊富にあります。これらの様々な地域資源を活かしながら、国内外から人が集まり、周遊や滞在をしてもらえるよう体験やアクティビティを満喫できるプログラムを充実させ、地域経済や産業の活性化へとつなげてまいります。

嶺南を代表する観光地である「レインボーライン」につきましては、天空テラス整備により、山頂公園での観光客の滞在時間を増やし、イメージアップを図ることができました。

今年度は、売店・レストランの改修に着手するとともに、山頂・山麓公園全体の上下水道設備や公衆トイレをリニューアルし、観光客の満足度の向上とさらなる観光客の増加につなげてまいります。

また、昨年より三方五湖を中心としたサイクリングルート of 環境整備にも着手しており、将来的には県と嶺南6市町の協働のもと、三方五湖周遊ルートを核とした若狭湾を周遊するサイクリングルートとして整備し、国土交通省から「ナショナルサイクルルート」の選定を受けることで、世界に向けて積極的にPRし、サイクリストの聖地化を目指してまいりたいと考えています。

次に、鯖街道熊川宿ですが、空き家を活用したシェアオフィスやミュージアムに続き、宿泊施設、給食カフェ、忍者道場など、様々な業種の店舗がオープンしており、民間活力による取組により、にぎわい創出の拡大につながっています。

また、昨年より新たな観光資源として、河内川ダム周辺のトレイルコースや誘客拠点である道の駅の再整備に着手しています。2023年春の完成により、滋賀県を縦断する高島トレイルから若狭駒ヶ岳を経由し、森林公園～河内川ダム～鯖街道熊川宿を連携させた「熊川トレイル」として、熊川地域一帯におけるアウトドアを含めた周遊滞在型観光を推進してまいります。

このほかにも、町の持つ豊かな自然と自慢できる食に健康を組み合わせた「若狭・三

方五湖ツーデーマーチ」のような、滞在し、心も身体もリフレッシュできる「ヘルスツーリズム」の取組を推進してまいります。

北陸新幹線敦賀開業以外でも、2025年の大阪・関西万博の開催など、嶺南地域の観光誘客の拡大に向けて、絶好の機会が連続して訪れ、とても大きなチャンスとして捉えています。

本町としては、関係者だけでなく、住民総ぐるみで訪れた観光客をおもてなしするとともに、嶺南各市町との情報の共有や連携を図り、若狭の自然・歴史・食の魅力をSNSなどを活用して発信することで、「若狭地方」が魅力ある訪れたい主たる観光地となるよう行政と民間が一体となって取り組みたいと考えております。

次に、商工振興でございます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の猛威により、町内においても、外出の自粛による観光客の減少や個人消費が落ち込み、特に観光業、宿泊業、飲食業は大きな打撃を受けました。

国・県においては、事業者向けに様々な施策を実施されましたが、本町においても、わかさ東商工会や若狭三方五湖観光協会と緊密な連携を取りながら、「資金繰り支援」と「飲食・宿泊業等支援」、そして、「感染防止と経済活動の両立支援」を行ってまいりました。しかしながら、長引くコロナ禍により、今なお、町内の小規模事業者の皆様は非常に厳しい状況でございます。

そこで、今年度も町民向けのプレミアム付き食事券の発行・販売を行うとともに、県内観光客の誘客を図る宿泊キャンペーンを実施し、飲食業、宿泊業、観光業、小売業等の業況回復の一端を担いたいと考えております。

一方、少子化による事業者の減少、後継者不足などの課題も浮き彫りになっております。そうしたことから、町内で創業等に挑戦する町内外の個人・法人に対し、創業に必要な経費を補助する「創業支援事業補助金」制度を設けるとともに、昨年、わかさ東商工会や町内金融機関とともに立ち上げた産官金連携協議会において、まちぐるみで創業・事業承継支援を引き続き実施してまいります。

次に、農業振興についてでございます。

まず、米政策につきましては、全国における需給見通しに基づく米の生産量は年々減少しているものの、農地集積された担い手農家を中心に、米価の安定に向け、取り組んでおります。

今後も農業者の所得確保のため、野菜・果樹など、水田を活用した高収益作物への取組を支援するとともに、高性能機械の導入などによる規模拡大や経費の削減、スマート

農業の取組など、関係機関と連携しながら推進してまいります。

また、集落営農の法人化を支援し、町の農業委員会と協力して、耕作放棄地の解消とさらなる農地集積や集約化を進めていきたいと考えております。

なお、地方創生の全国的なモデルとして高い評価を受けております「かみなか農楽舎」については、これまで49名が卒業し、そのうち26名が就農者などとして町内に定住しております。

今年度は3名が研修生として入り、今後も担い手の育成と確保に向けて、福井県立大学などと連携協定を活用しながら、就農・定住の促進を図り、地域の活性化を図ってきたいと考えております。

次に、特産福井梅の振興についてですが、老木園や条件不利地、生産者の高齢化や後継者不足等の課題も顕在していることから、福井梅産地改革事業の一環として、大規模モデルの園地の整備を実施しております。

今後は、国内有数の梅の産地として生産量の安定化を期待しているところであり、今後も放棄園の解消や後継者不足の対策として、「梅園地・担い手マッチング制度」を活用し、関係機関と連携しながら福井梅産地改革を推進してまいります。

また、福井梅をはじめとして、熊川くず、瓜割名水、若狭ふぐ、伝統野菜の山内かぶらなど、様々な特産品につきましても、地域内の連携や農商工の連携、6次産業化を推進するために、1次、2次、3次産業者で構成する「若狭町6次産業化推進会議」を開催し、人材の発掘や後継者育成、消費者ニーズを的確に捉えた商品開発、ブランド化、販路拡大等を図り、新たな付加価値を生み出す取組を実現していきます。

次に、有害鳥獣対策でございますが、昨年度は約2,100頭の有害鳥獣を捕獲処理したため、農作物への被害が抑えられ、横ばいを保っております。

有害鳥獣の捕獲に関しましては、有害鳥獣捕獲隊員と農業者や集落が連携した地域ぐるみの捕獲体制に取り組むことが重要であり、嶺南地域有害鳥獣対策協議会によるサル群れ調査や研修会を活用して、被害に対応できるように効果的な対策を講じてまいります。

また、鳥獣被害防止対策としては、獣害防止柵の整備も進めており、今後は老朽化による既存柵の更新や新たな未整備地区への整備について、集落での話し合いを通じて推進し、捕獲と防止による農作物への被害を減少する対策を強化してまいります。

林業振興につきましては、国の森林整備地域活動支援交付金事業を活用して、森林施業に必要不可欠である森林境界の明確化を引き続き実施していくとともに、森林組合など、林業事業者による民有林における森林作業道の開設、獣害対策、間伐材の利用搬出

に支援を行い、森林環境の保全を図ってまいりたいと考えております。

また、令和元年度より導入されております森林環境譲与税の活用方策については、広く御意見をいただきながら、その活用に向け検討してまいります。

水産振興につきましては、昨年度、世久見区で大規模藻場造成事業が完成しました。今年度につきましては、ナマコ等の磯根資源を含む水産生物の増殖を図るために、小規模な藻場を整備することにより、水産資源の回復及び良好な漁場の保全をさらに図ってまいります。

また、内水面漁業におきましては、引き続き外来魚対策の充実や河川への放流事業への支援による資源の確保に努め、水産業の発展に取り組んでまいります。

次に、町内の農業の基盤整備ですが、優良な農地を保全し、農業経営の安定化を図るため、集落基盤整備事業や土地改良施設の更新事業など、農業の生産性の向上を図る事業に取り組んでいるところでございます。

多面的機能支払交付金事業につきましては、農地の維持や資源向上活動に対し活動組織への支援を行うとともに、耐用年数が超過している農業用施設の長寿命化にも取り組んでおり、農家だけでなく非農家をも含めた地域ぐるみで農地を維持管理する共働の活動を実践していただいているところであります。

また、昨年度から新たな5か年の活動期間が始まり、各活動組織において、計画期間内で目指すべき農用地等の保全管理の姿、それに向けて取り組むべき活動や保全対策を取りまとめた地域資源保全管理構想を策定していただいているところであります。

また、漁業の基盤整備ですが、漁港施設や沿岸集落を波浪から守る海岸保全施設につきまして、日常管理計画に基づく各種点検により、老朽化の程度を適切に把握し、計画的な補修・改修等を進め、漁業者の安全を図ってまいります。

続きまして、防災についてであります。昨年7月、熊本県を中心に九州や中部地方などで発生した集中豪雨により、各地で河川の堤防の決壊や氾濫による浸水、土砂崩れなどが多発し、広範囲に甚大な被害をもたらしました。若狭町におきましては、おかげさまで、昨年1年間、自然災害の大きな被害を受けることはございませんでした。

しかしながら、災害はいつ起こるか分かりません。こうした災害に備えるため、引き続き防災資機材や備蓄品の整備を進めるとともに、コロナ禍における避難所運営などの災害対応や危機管理の訓練を実施するなど、防災体制の構築に努めてまいります。

また、災害時には、自助・共助が最も大きな力を発揮することから、今後も自主防災組織や防災士の育成に力を注ぎ、防災訓練などを通じて地域防災力を高め、安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

次に、環境対策でございますが、現在、世界規模で二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出量増加等により地球温暖化が進行し、各地で局地的な大雨や長雨等の異常気象により大きな被害が発生しております。

そのような中、菅首相は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル 脱炭素社会の実現を目指す」ことを表明し、地球温暖化対策を推進しております。

本町といたしましても、国や県の動向を注視しながら、リユース・リデュース・リサイクルの3R推進や省エネ生活の実践をはじめ、町民の皆様とともに脱炭素社会の実現に貢献する取組を検討してまいります。

また、近年、環境問題として取り上げられております、海岸に流れ着く多くの海岸漂着ごみにつきましても、美しい海岸の環境と景観を保全するため、地元の皆様の御協力をいただきながら、その除去に取り組んでまいります。

次に、廃棄物の処理でございますが、一般廃棄物の広域処理を行う「広域ごみ焼却施設」につきましては、5月31日に高浜町にて起工式が執り行われ、建設が本格的に進んでおります。

今後、広域化に伴うごみ分別方法などの詳細が決まり次第、住民の皆様は、ごみ分別の徹底やごみの減量化等に御協力いただけるよう丁寧に説明してまいります。

あわせて、エコクル美方につきましては、現在進めております広域による廃棄物処理の取組を踏まえた上で、今後の施設管理や運営方法等について、美浜町と協議し、その利用方法などについて、住民の皆様は丁寧に説明してまいります。

続きまして、福祉に関しましては、地域住民のつながりの力を活かし、子育て世代や障害者、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの方など、誰もが住み慣れたまちで心豊かに安心して暮らすことができるよう福祉の充実を図ってまいります。

今、地域の住民が支え合い、地域を共に創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。この実現に向け、「地域の力を高める」まちづくりを一体的に進めてまいります。

障害者福祉におきましては、障害者計画に掲げております「自分らしくいきいきと共に暮らせるまち わかさ」を基本理念に、障害のある人もない人も共に地域で生活する仲間として、お互いが理解を深めていけるよう取り組んでまいります。

具体的には、障害の理解を深めるための学習の場や障害を持つ方との触れ合いの機会を設けてまいります。

高齢者福祉につきましては、病気や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で

自分らしく安心して人生の最後まで生活できるよう、若狭町らしい地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでまいります。

そのために、福祉、保健、医療の関係機関が連携し、適切な支援が途切れなく提供できる体制の整備、地域の中で人と人とがつながり、支え合う体制づくりを引き続き進めてまいります。

高齢者の方が安心して生活するための手だてとして、日常生活の課題であります移動に困難を有する方への支援に向け、具体的に取り組んでまいります。

また、高齢者の健康の維持のため、自発的に行う自身の健康づくりを支える施策として、サロン活動の拡大やフレイル予防の推進、認知症を正しく理解するための取組を進めてまいります。

介護保険事業につきましては、今年度から第8期介護保険事業計画に基づき、事業の適正運営に努めてまいります。

子ども・子育て支援では、人口減少を背景に、家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化から、子育てに不安や負担を感じている保護者が増えております。そういった中、令和2年度から5年間を計画期間とする「若狭町子ども・子育て支援事業計画」を第2期計画として策定いたしました。多様化する子育てニーズに、幅広く丁寧に対応していくとともに、子供一人一人の幸せと心豊かに健やかな成長が保障される地域社会の実現を目指してまいります。

将来的な「公立保育所の在り方」につきましては、未来を担う子供たちにとって、より最適な子育て環境を提供できるように、民間活力の導入、保育所再編も含めて丁寧に進めてまいります。

「児童虐待の予防や支援」につきましては、何らかの支援や保護等が必要とされる児童が安定した家庭生活を継続していくため、新たに「子ども家庭総合支援拠点」を立ち上げ、専門機関と連携を図りながら、途切れない支援に努めてまいります。

次に、健康づくりにつきましては、「わがまち健康プロジェクト事業」が4年目となり、健康寿命の延伸に向けて、町民の皆様が健康管理に取り組みやすい環境の整備や高血圧を予防するための減塩の普及、血圧測定のを機会を増やす取組、集落での健康づくり活動の支援など、地域での健康づくり体制の構築をさらに進めてまいります。

次に、母子保健につきましては、子育て支援との連携による、子育て世代包括支援センターを設置し、全ての妊産婦、乳幼児において、妊娠期からの切れ目のない支援体制を充実してまいります。

また、新規事業といたしまして、産婦健診を実施していきます。出産後の子育てに不

安の強い母親に対して、産婦健診の情報をもとに、産科医療機関と連携した体制を整えてまいります。コロナ禍ではありますが、保健指導、子供の年齢に応じた健診や育児教室の充実、子育て支援に関する機関との連携など、途切れなく、きめ細やかな対応を行ってまいります。

成人保健事業の取組といたしましては、特定健診受診率の向上、生活習慣病の重症化予防、医療への適正受診を目的に、町内医療機関との連携を取りながら、特定健診の受診勧奨、健診における尿中塩分測定の実施、個々に応じた保健指導や栄養指導を継続してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、おかげさまで4月27日以降、町内において感染者は発生しておりませんが、引き続き感染拡大防止のため、3密を避ける、マスク着用の徹底、おはなしはマスクの啓発など、県の行動指針をもとに、感染予防対策を十分に図っていくものであります。

また、新型コロナワクチン接種につきましては、現在、65歳以上の高齢者接種が進んでおります。当町では、集落単位の集団接種を基軸とし、高齢者の予約の混乱を避けるために設定をさせていただきました。今後は、高齢者以外の対象者に接種を進めていく準備をしております。ネット予約の設定や医療機関との調整を図っており、スムーズな接種が進むように努めてまいります。

直営診療所につきましては、上中・三方両診療所ともに、今後の高齢化社会を見据えて、保健予防と介護との連携を密にすると同時に、新型コロナウイルス感染症対策におけるPCR検査の実施やワクチンの接種業務にも積極的に対応させていただいております。

特に上中診療所におきましては、看護師等の医療従事者の確保を精力的に行いながら充実を図っており、今年度からは、医師の招聘により、耳鼻咽喉科を週2日の診察科目に加えて、今まで以上に地域の皆様のかかりつけの医療機関となれるよう良質な医療を提供するとともに、経営の効率化を念頭に努力してまいります。

次に、土木事業におきましては、長年の悲願でありました、県道常神三方線の常神～遊子間のトンネル化の整備と、二級河川早瀬川水系三方五湖の治水対策の整備を県の御支援のもと、進めていただいております。

県道常神三方線の整備につきましては、先行して仮称・常神トンネルの貫通式が5月21日に行われ、議員各位をはじめ、住民の皆様や関係機関の御理解、御支援のたまものと深く感謝しております。

今後は、トンネル明かり部や付帯設備の工事を早期に完成し、住民の皆様が安心して

生活できる日が来ることを待ち望むものでございます。

また、小川～遊子間のトンネル化につきましては、今年度から用地測量と物件補償調査が発注され、一日も早く工事が着手できますよう関係機関へ要望してまいります。

また、二級河川早瀬川水系三方五湖の治水対策につきましては、度重なる台風や大雨により、国道162号や田畑等の浸水被害を繰り返しており、早期に解決策を講じる必要があります。議員各位をはじめ住民の皆様の御協力や県の御尽力により、令和元年12月に早瀬川水系の河川整備計画が策定されました。令和2年度では、トンネル放水路の予備設計や護岸堤かさ上げの詳細設計を実施していただいております。今後は、地元住民の皆様の御理解と御協力をいただけるよう実施に向けた説明会を進めていきたいと考えております。

また、河川維持につきましては、防災・減災・国土強靱化のための5箇年加速化対策として、国交省や県管理の河川において、河道を確保するしゅんせつ工事や堤防等機能強化を実施していただいております。今後もさらなる対策につきましては、各関係機関への要望を実施してまいります。

一方、町におきましても、昨年度からこの国土強靱化事業を受けまして、町の管理河川の中でしゅんせつ要望のあった河川を5箇年計画にてしゅんせつを実施しております。

次に、上下水道であります。本年度も「安心・安全な水道水の供給」と「快適な生活空間・水循環社会の創造」を目指して施策を進めてまいります。

令和元年度に策定いたしました「若狭町上下水道ビジョン」に基づき、長年据え置いておりました上下水道料金を本年4月分から改定をさせていただきました。今後は、人口減少による料金収入の減収や老朽化した施設の更新や統廃合を見据え、ビジョンの基本理念である「安全で安心な上下水道に向けて」着実に前に進めてまいります。

まず、水道事業では、令和4年度より、簡易水道事業会計と水道事業会計を統合し、新たに水道事業会計として公営企業会計化を目指しているところでございます。

また、施設におきましては、上水道1施設、簡易水道12施設の計13施設について、供用開始以来、更新されていない主要な施設の更新を中心に、将来にわたって安定したサービスの提供を目指し、施設の統廃合も視野に入れた更新を実施してまいります。

次に、下水道事業では、公共下水道、農業集落排水事業、漁業集落排水事業のそれぞれの会計を令和5年度に下水道会計として一本化し、水道事業と同じく公営企業会計化を目指しているところでございます。

また、施設におきましては、維持管理や大規模更新のコスト削減を目指し、現在ある公共下水道4施設、農業集落排水9施設、漁業集落排水4施設の計17の処理施設を上

下水道ビジョンに基づき、10年後には11施設、20年後には9施設まで統廃合をする計画としております。今後とも各種上下水道事業の適正な維持管理業務の持続と経費節減に努めるとともに人口の減少、施設の老朽化などに備えてまいります。

次に、教育行政につきましては、若狭町教育大綱の実現に向けた施策を引き続き進めてまいります。

まず、学校教育では、第1に、「未来を拓く生きる力」を育てる教育を進めてまいります。

「自己選択力」「自己決定力」「自己責任力」を持ち合わせた人材育成のため、考える力、そして、自分の考えや意見を人に伝える力を身につける課題解決型学習などを学校ICT環境を最大限に活用しながら推進してまいります。

また、全国で取り組まれているGIGAスクール構想に基づき、昨年度に整備しました1人1台の端末環境でデジタル教科書をはじめとするデジタルコンテンツを活用し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適化された学びの実現を進めてまいります。

第2に、ふるさと教育を推進してまいります。

ふるさとの持つすばらしさや先人が築いた歴史や伝統文化に触れる機会、ものづくりや職場体験、里山里海湖での環境体験学習などを通じて、若狭町に誇りを持ち、子供たち自身が地域社会の一員であるという自覚を養い、郷土を愛する人材を育成してまいります。

第3に、グローバル社会に対応する教育の推進を図ってまいります。

国や地域の枠組みを超えて、海外との交流が目覚ましく活発化している時代に対応できる人材を育てるため、福井県では、全国に先駆け、平成30年度から英語教育に取り組んでいましたが、令和2年度より全国の小学校で英語教育が教科化となっております。小学校のALT2名と英語教育支援員3名により、英語教育の充実をはじめ、異国文化への理解と寛容的態度の育成を図り、国際感覚を養ってまいります。

第4に、安全で安心して楽しく学べる教育環境づくりを推進してまいります。

不登校や気がかりな児童生徒への支援やいじめの早期対応を目的とし、適応指導教室の運営や特別支援教育の充実、必要な全ての児童生徒に添った学習支援の充実などを図り、関係機関との連携を密にし、個々に合ったきめ細やかな支援につなげてまいります。

また、近年、少子化の進行が顕著となり、学校の適正な集団規模の確保が困難になる中、これらの問題に向き合い、児童生徒の教育環境の改善を踏まえた上で、学校の規模や配置の適正化を進めていく必要があると考えております。昨年度に引き続き保護者や

地域、学校の代表者の方々と十分に話し合い、丁寧に進めてまいります。

学校給食については、昨年度より町内12の小・中学校全てが給食センターで一括調理し、配送する給食センター方式に移行しております。今後も統一した衛生管理を徹底し、より安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

次に、社会教育の分野では、地域の拠点となる公民館の環境を整えるとともに、町民の皆様が生涯にわたり自主的に学び、自己を高め、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう地域活力の向上を図ってまいります。

生涯学習につきましては、多様化、高度化する町民の学習要求に応じた生涯学習講座の開設、各種イベントを通じ、魅力ある学習機会の創出と受講生の拡大に取り組んでまいります。

各種社会教育団体につきましては、若狭町女性の会や若狭町わかさ元気町づくりネットワーク、若狭生活学校等のさらなる活動の充実に向けて支援を継続してまいります。

次に、青少年育成の分野では、子供たちが“キラッと”輝く環境の実現に向け、国際感覚を養う「オーストラリア派遣研修事業」、自然環境や地域の特色を学ぶ機会を増やす「チャレンジウォーク事業」、大阪万博以来、50年以上交流を深めてきた「吹田市・若狭町子ども会リーダー交歓会」の開催など、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら実施してまいります。

放課後児童クラブについては、子供の視点に立ち、子供の健全な育成や遊び、安心して過ごせる生活の場となるよう環境改善を図り、子育て世代の支援に取り組めます。

次に、社会体育の分野では、町民の皆様が生涯にわたり仲間と楽しさを共有し、健康で活力ある生活を送ることができる、生涯スポーツ活動の機会と環境づくりについて支援していきます。

スポーツ協会、スポーツ推進委員会との連絡を密にし、各スポーツ教室の実施やニュースポーツの普及を図り、スポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくり、スポーツ施設の充実に取り組んでまいります。

なお、スポーツ施設の老朽化が進行する中、施設ごとの点検・診断結果に基づく修繕及び更新等の最優先度を検討し、施設の存続と廃止についての方向性を検討してまいります。

次に、パレア若狭による芸術・文化活動についてであります。パレア若狭は、健康・福祉・芸術・文化の総合的な拠点施設として、平成17年の開館以来、町内外から延べ300万人を超える皆様に御来館いただきました。

また、パレア・リブラの町立図書館の利用につきましても、町民1人当たりの本の貸

出し率は県内トップクラスとなっており、休日には学生の皆様にも大変多く利用していただいております。貸出業務の民間委託も3年が経過し、書店ならではの強みを活かしたイベントの開催や丁寧な接客と細やかな配慮で大変好評をいただいております。しかしながら、長引くコロナ禍の影響により、感染予防対策のための休館や入場制限を実施したこともあり、昨年度は施設全体で約4割の利用者数の減となりました。

そのような中、町としては、消毒液の設置やサーマルカメラの整備、接触を極力減らすためのインターネット・チケット購入システム、図書貸出用スマートフォンアプリなどを導入し、感染予防に万全の対策を図ってまいりました。

さらに、Wi-Fiネットワークの整備により、町内外からSNSを使ったオンラインによる会議や研修会、大会の開催などの利用が多くなり、新たな形の利用が始まっております。今後も文化協会や各民間業者と連携を図りながら、「気軽に文化・芸術に触れる場」「安心安全に人々が集える・つながれる場」として施設運営を心がけ、芸術文化の振興に取り組んでまいります。

最後に、歴史文化についてでございます。

若狭町には、史跡、名勝、天然記念物、民俗、建造物など、国内外に発信できる多様な歴史遺産、自然遺産が数多く所在しており、令和元年度より策定を始めました「文化財保存活用地域計画」は、今年度、国の認定を受ける予定となっております。

また、日本遺産のテーマ「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群―御食国若狭と鯖街道―」の根底にある、若狭の古代の王の古墳、国史跡西塚古墳の今後の復元整備に向けた発掘調査を引き続き行ってまいります。

三方五湖エリアにつきましては、縄文博物館、福井県年縞博物館、そして、レインボーラインの三者を一体化させたエリアのブランド化を目指して国内外にPRしていきたいと考えております。

縄文博物館では、体験メニューが豊富にあることで、修学旅行の利用が増えており、今後もコロナ感染対策を万全にし、近隣施設と連携しながら来館者の増加を図ってまいります。

鯖街道熊川宿の保存活用につきましては、民家の修理の継続をはじめ、民間との協働をさらに強めながら推進してまいります。

また、町民の皆様には、最も身近な文化財である伝統文化に対しましても活動支援を行ってまいります。

今後もさらなる交流人口、関係人口の増加を目指して、文化財の保存とともに地域の活性化につなげてまいります。

以上、町政運営に当たりまして、施政方針並びにその取組につきまして申し上げました。今後とも、職員と一丸となり、明るく元気で親切丁寧な対応を心がけ、町民の皆様と一体となって、新しい時代の「若狭町」を創り上げていく所存であります。議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

○議長（今井富雄君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（今井富雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番、増井文雄君、6番、藤田正美君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（今井富雄君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月30日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月30日までの16日間に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査、令和3年4月分の結果報告書がお手元に配付のとおり報告されております。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか各担当課長の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第3 発委第1号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第3、発委第1号「若狭町議会会議規則の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、松本孝雄君。

○議会運営委員会委員長（松本孝雄君）

発委第1号「若狭町議会会議規則の一部改正について」、提案理由の説明を申し上げます。

若狭町議会会議規則中の欠席の届出について、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産・育児・介護など、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、出産に関わる産前産後の欠席期間を規定した。

また、発言の要求について、会議において発言する者は、起立して「議長」と呼ぶことを見直し、挙手して「議長」と呼ぶことへ改めたい。

また、請願書の記載事項等については、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、「署名または記名、押印」に改めたいので、この案を提出させていただくものであります。

以上、よろしく御審議の上、何とぞ決議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

提出者、議会運営委員長、松本孝雄。

○議長（今井富雄君）

提出者の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発委第1号「若狭町議会会議規則の一部改正について」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

～日程第4 発議第4号～

○議長（今井富雄君）

日程第4、発議第4号「地方鉄道の維持・活性化について国の関与を求める意見書について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番、坂本 豊君。

○11番（坂本 豊君）

発議第4号「地方鉄道の維持・活性化について国の関与を求める意見書について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

JR小浜線は、敦賀・舞鶴間を結ぶ通勤や通学、日常の移動手段として、沿線地域の人々の暮らしを支えるとともに、産業や観光など、地域振興に寄与する重要な交通機関であります。

さらに、北陸新幹線敦賀開業やそれに続く小浜開業を控え、嶺南地域のみならず北近畿エリアまで増大する観光客の重要な交通手段として期待が高まっています。

そのため、福井県及び沿線市町では、「嶺南地域公共交通網形成計画」を策定し、小浜線活性化に向けて、これまでに積み立てた基金を活用して事業を行うなど、福井県及び沿線市町が連携してさらなる利便性の向上を図ることとしています。

このような中、JR西日本においては、新型コロナウイルス感染拡大による経営環境の悪化により、利用状況に応じたダイヤの見直しを行うとして、減便を前提にしたダイヤの見直しや駅の無人化等が表明されました。

福井県嶺南地域は、原子力発電所を15基抱え、国内有数の電力供給基地として国策に協力し、日本の経済発展に大きく寄与してきた重要な地域です。東京一極集中を是正して、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目標とした「地方創生」と国土の均衡ある発展、そして、人手不足や脱石油の車社会に対応するためにも地域のインフラである鉄道再生は有効であり、国が国土の交通問題に対して有効な施策を取るべきと考えます。

このようなことから、沿線市町の重要な交通機関であるのみならず、北陸と北近畿を

結ぶJR小浜線を維持活性化していくために、お手元の案のとおり、意見書を政府関係機関に提出したいと考えております。

趣旨を御理解の上、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

以上です。何とぞよろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

提出者の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発議第4号「地方鉄道の維持・活性化について国の関与を求める意見書について」、本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

～日程第5 報告第2号から日程第10 報告第7号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第5、報告第2号「令和2年度若狭町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」から日程第10、報告第7号「株式会社エコファームみかたの経営状況の報告について」までの6件の報告を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、報告第2号から報告第7号までの6件につきまして御報告申し上げます。

まず、報告第2号から報告第5号につきましては、地方自治法施行令第146条第2

項の規定により、繰越明許費繰越計算書を議会に報告申し上げるものであります。

報告第2号「令和2年度若狭町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」は、総務費における「公民連携推進事業」や「ケーブルテレビネットワーク更新事業」、衛生費における「保健センター事業」、商工費における「若狭町飲食店応援事業」や「レインボーライン山頂・山麓公園整備事業」、土木費における「道路改築事業」、教育費における「給食センター空調設備増設工事」など、25件で16億924万2,000円となっております。

次に、報告第3号「令和2年度若狭町簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」につきましては、簡易水道事業の「田名橋水管橋布設替工事」及び「常神トンネル送水管布設工事」として、繰越額を2,300万円としております。

次に、報告第4号「令和2年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」につきましては、漁業集落排水処理事業の「神子2号中継ポンプ場移設工事」として、繰越額を2,842万1,000円としております。

次に、報告第5号「令和2年度若狭町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」につきましては、公共下水道事業の「公共下水道施設耐水化計画策定業務」として、繰越額を766万7,000円としております。

次に、報告第6号につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を議会に報告申し上げるものであります。

報告第6号「令和2年度若狭町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」では、水道事業の「熊川水源配水管詳細設計業務」として、繰越額を2,889万7,000円としております。

次に、報告第7号「株式会社エコファームみかたの経営状況の報告について」であります。本案は、若狭町が出資しております、第3セクター「株式会社エコファームみかた」の第21期の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告申し上げるものであります。

以上、6件につきまして、報告とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

以上で報告は終わりました。

～日程第11 同意第6号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第11、同意第6号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、同意第6号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございますが、現在、本町の教育委員会委員につきましては、令和3年5月31日をもって、1名欠員となっております。

そこで、新たな教育委員会委員として、中村正人氏を任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。

中村氏は、長年にわたり、教諭として小学校、中学校に勤務され、退職された後も町人権教育指導者、町文化財保護審議会委員のほか、野木地区地域づくり協議会会長など、地域との密接な関わりを持ちながら、まちづくりの推進にも尽力されておられます。

なお、中村氏の教育委員会委員の任期は、規定により4年になりますが、前任の残任期間である令和5年5月13日までとなります。

社会を取り巻く環境が大きく変化し、教育の大切さが問われている今、中村氏は、高潔な人柄で、地域の信望も厚く、学校教育のみならず社会教育の分野でも高尚な識見を十分に備えられており、本町の教育委員会委員として適任者と存じますので、特段の御理解を賜りまして、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

ただいま提案のありました議案につきましては、人事案件でありますので、質疑並びに討論は省略し、直ちに採決を行います。

同意第6号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。よって、同意第6号は、同意することに決定しました。

～日程第12 議案第46号から日程第22 議案第56号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第12、議案第46号「原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について」から日程第22、議案第56号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につ

いて」までの11議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第46号から議案第56号までの11議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第46号「原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について」ですが、本案は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、町税の特例期間を改正したいため、この案を提出するものであります。

次に、議案第47号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」ですが、本案は、新型コロナウイルス感染症を定義する法律の改正に伴う条例の改正を行うため、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる被保険者の国民健康保険税の減免対象期間を令和3年度末まで延長するため、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第48号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」ですが、本案は、新型コロナウイルス感染症を定義する法律の改正に伴い、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第49号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」ですが、本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第50号「若狭町地域福祉センター条例の一部改正について」ですが、本案は、若狭町地域福祉センターにおいて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援事業を新たに実施することに伴い、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第51号「若狭町介護保険条例の一部改正について」ですが、本案は、新型コロナウイルス感染症を定義する法律の改正に伴う条例の改正を行うため、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第1号被保険者等に係る令和3年度分の介護保険料について、減免を適用するために条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第52号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第53号「若狭町指定地域密着型

介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第54号「若狭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第55号「若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の4議案につきましては、これらは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第56号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されることに伴い、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

以上、11議案につきまして御説明申し上げました。十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の11議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております11議案につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております11議案につきましては、各常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第23 議案第57号から日程第25 議案第59号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第23、議案第57号「令和3年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」から日程第25、議案第59号「令和3年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」までの3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第57号から議案第59号の3議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第57号「令和3年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ16億7,944万2,000円を追加し、予算総額を109億3,373万3,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしましては、総務費では、わかさで輝く奨学金返還支援事業に120万円、ふるさと納税推進事業に4億5,989万4,000円、熊川地区グランドデザイン推進事業に1,714万6,000円、公民連携推進事業に500万円、公共交通推進事業に4億6,434万円など、合わせて10億3,948万9,000円を計上いたしました。

民生費では、おでかけ応援タクシーチケット事業に294万円、あかちゃんスマイル事業に310万円、低所得子育て世帯特別給付金事業に1,202万3,000円など、合わせて2,882万3,000円を計上いたしました。

衛生費では、海岸漂着物回収処理事業に35万円、一般廃棄物処理施設運営事業に82万3,000円など、合わせて185万3,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、就農定住研修事業に90万円、特産振興事業に1,458万4,000円、嶺南地域有害鳥獣処理施設運営管理事業に2,700万円、森林環境保全整備事業に1,244万6,000円など、合わせて7,861万2,000円を計上いたしました。

商工費では、温泉設備管理事業に1,177万円、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業に2億3,220万円、民宿リニューアル支援事業に1,333万3,000円、サイクルツーリズム推進事業に430万円、道の駅管理運営事業に638万円など、合わせて2億8,571万円を計上いたしました。

土木費では、道路維持修繕事業に2,840万円、道路改築事業に1億3,793万1,000円、河川維持管理事業に2,000万円など、合わせて1億9,689万1,000円を計上いたしました。

消防費では、消防費事業に660万円を計上いたしました。

教育費では、文化財保護事業に560万8,000円、熊川保存整備事業に727万4,000円、公民館総務事業に597万円、国際交流事業に706万4,000円、三方体育館移動式バスケットゴール設置事業に820万円など、合わせて4,146万4,000円を計上いたしました。

また、歳入につきましては、国庫支出金で1億9,220万3,000円の増額、県支出金で1億4,626万2,000円の増額、寄付金で3億円の増額、繰入金で3億208万6,000円の増額、諸収入で4億9,292万4,000円の増額などとしております。

次に、議案第58号「令和3年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ175万円を追加し、予算総額を20億718万8,000円とするものであります。

介護保険事業勘定の歳出として、一般管理費として、電算システム改修委託175万円を計上いたしました。

また、歳入につきましては、一般会計繰入金を175万円の増額としております。

次に、議案第59号「令和3年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ770万円を追加し、予算総額を2億9,432万4,000円とするものであります。

歳出では、簡易水道建設費を2,255万円の増額、総務管理費を1,485万円の減額としております。

歳入では、町債770万円を増額しております。

以上、3議案について御説明申し上げます。十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の3議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております3議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託した

いと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております3議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

(「議長、暫時休憩」の声あり)

○議長(今井富雄君)

それでは、ここで、暫時休憩いたします。

(午前10時48分 休憩)

(午前10時54分 再開)

○議長(今井富雄君)

再開いたします。

～日程第26 請願第1号・日程第27 請願第2号～

○議長(今井富雄君)

次に、日程第26、請願第1号「新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める請願書」及び日程第27、請願第2号「日本政府に「核兵器禁止条約」への署名と批准を求める意見書の提出に関する請願」を一括議題とします。

本日まで受理した請願は、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託しましたので、報告します。

～日程第28 若狭町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について～

○議長(今井富雄君)

次に、日程第28「若狭町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」を議題とします。

若狭町選挙管理委員会委員長から、任期満了に伴い、選挙管理委員会委員の選挙を行うべき事由が生じた旨、地方自治法第182条第8項の規定に基づき通知を受けております。

選挙を行うべき定数は、選挙管理委員会、委員4名、補充員4名であります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しまし

た。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、若狭町選挙管理委員会、委員に、若狭町横渡第12号7番地の2、中村久美子君、若狭町藤井第50号2番地、小嶋明男君、若狭町下タ中第48号10番地の1、樋口治華次君、若狭町堤第65号22番地、内藤節子君の4名を指名します。

続きまして、若狭町選挙管理委員会、補充員に、若狭町気山第50号15番地、磯辺住夫君、若狭町田井第7号15番地、赤尾ますみ君、若狭町山内第46号5番地の2、飛永恭子君、若狭町日笠第26号6番地、田中和也君の4名を指名します。

補充員の補充の順序は、ただいま指名した順序とします。

お諮りします。ただいま指名いたしました若狭町選挙管理委員会、委員4名及び補充員4名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。よって、若狭町選挙管理委員会、委員に、中村久美子君、小嶋明男君、樋口治華次君、内藤節子君、補充員に、磯辺住夫君、赤尾ますみ君、飛永恭子君、田中和也君が当選されました。

なお、当選人には、若狭町議会会議規則第32条第2項の規定により、別途文書をもって当選の旨の告知をします。

お諮りします。議案審査のため、明日16日から23日までの8日間を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。よって、明日16日から23日までの8日間を休会することに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

(午前10時59分 散会)